

消防用の船舶の動力源に供する軽油の引取りに係る 軽油引取税の課税免除の特例措置の延長

参考5

消防用の船舶の動力源に供する軽油は、沿岸地域の大規模火災時の消火活動や救急活動、救助・救出活動を実施するにあたり、欠かせないものであることにかんがみ、軽油引取税の課税免除の特例措置を延長。

現行制度

1. 内容

- 対 象：消防用の船舶の動力源に供する軽油の引取り
- 税 目：軽油引取税
- 免税額：1キロリットルにつき32,100円
- 参 考：昭和31年に軽油引取税の創設とともに制度化（本特例措置を継続的に延長）

2. 適用期間

- 3年間（平成27年4月1日から平成30年3月31日まで）

改正内容

- 適用期間の3年間延長（平成30年4月1日から平成33年3月31日）まで